



# 介護保険の保険料について



介護は誰もが直面する問題です。介護を社会全体で支えるために、40歳以上の方は介護保険の被保険者となり保険料を納めます。なお、65歳以上の方と40歳から64歳までの方とは納め方が異なります。

## 40～64歳の方（第2号被保険者）の保険料

40歳～64歳までの方の保険料は、健康保険や国民健康保険等の医療保険に上乗せして徴収されます。また、加入している医療保険によって保険料の金額や納入方法が異なります。

## 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の方の保険料は、所得に応じた各段階でそれぞれ金額が異なります。各段階の保険料は市町村ごとに決めた基準額にその段階の保険料率をかけて算出します。

### (1) 保険料の所得段階

段階 (保険料率)	対 称 に な る 方	年間保険料
第1段階 (基準額×0.5)	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	19,500円
第2段階 (基準額×0.5)	・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	19,500円
第3段階 (基準額×0.75)	・世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階に該当しない方	29,256円
第4段階 (基準額×0.85)	・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	33,156円
第4段階 (基準額×1.00)	・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方	39,000円
第5段階 (基準額×1.25)	・本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	48,756円
第6段階 (基準額×1.5)	・本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の方	58,500円

※基準額・・・城里町の介護サービスに必要な費用のうち、65歳以上の方の保険料で負担すべき分を65歳以上の方の人数で割った額

### (2) 保険料の納め方

役場会計課、各支所または指定する金融機関等で納付書により納めていただく「普通徴収」と、年金からの天引きによる「特別徴収」の方法があります。

原則として年額18万円以上の年金を受給している方は「特別徴収」となります。ただし、介護保険料額が年金額の2分の1以上の方は「普通徴収」となります。

### ※介護保険料を滞納すると・・・

災害等の特別な事情がないのに保険料を滞納している方は、地方税法に定める滞納処分のほか、介護サービスを受ける際に滞納期間に応じて以下のような給付制限があります。

介護保険料を1年以上滞納した場合	通常自己負担分1割のところ、いったん介護サービス費用の全額を自己負担します。後日保険課に申請し、保険給付9割分の払い戻しを受けます。
介護保険料を1年6か月以上滞納した場合	保険給付の全部または一部が一時支払われなくなります。また、差し止められている保険給付が滞納している保険料にあてられる場合があります。
介護保険料を2年以上滞納した場合	通常自己負担分1割のところ、滞納している期間に応じて、自己負担分が3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費などの支給も受けられなくなります。

※滞納が2年以上続くと介護保険料を遡って納めることができなくなりますのでご注意ください。

※災害や扶養者の失業などで保険料を納めることが難しい場合については、保険料の減免や猶予が受けられる場合がありますので保険課にご相談ください。

問合せ 保険課 介護保険グループ ☎029-288-3111 (内線372、373)